

入札の公告

地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第167条の6第1項の規定に基づき、地域限定型一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

平成22年7月9日

社会福祉法人 えぼっく
理事長 松坂 優

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 委託件名 | 北広島多機能型障がい者サポーターセンター（仮称）新築工事監理委託業務 |
| (2) 委託場所 | 北広島市共栄21番地1 |
| (3) 委託期間 | 契約締結の翌日から平成23年3月31日まで |
| (4) 委託概要 | 別途配布する仕様書および図面等による |
| (5) 予定価格 | 事後公表する |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事監理委託業務の入札に参加する者に必要な資格は、本公告日現在において（特に定めのある場合を除く。）次のとおりである。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する建築設計業務の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札公告日から入札執行日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務取扱要領の規定に基づく指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (3) 石狩振興局管内に、(1)の資格審査に際し、申請書に添付した競争入札参加資格審査申請書付票・申込書に記載された本社を有し、かつ、1の(2)の委託場所である北広島市に隣接する市町村に所在する者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士（常時3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る）を技術者として配置できる者であること。
- (6) 過去10年間（平成12年度以降）に本業務と同種で、かつ、概ね同規模と認められる業務を受託した実績を有する者であること。
- (7) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 政令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札参加資格審査申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付して提出すること。

- (1) 提出期限 平成22年7月9日(金)から平成22年7月15日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く) 毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 社会福祉法人 えぼっく 空知郡南幌町栄町4丁目3番15号
- (3) 提出方法 (2)の場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 提出書類 ア 類似工事施工(業務受託)実績調書(別記第2号様式)
イ 配置する予定の技術者に係る経歴が記された書面(別記第3号様式)
ウ 北海道建設部資格決定通知書
エ 一級建築士事務所登録証(写)
オ その他必要と認める書類
- (5) 入札参加資格の審査
この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令代16号)第167条の5の2に規定する一般競争入札に準ずるので、入札に参加する者が2に掲げる資格を有するかの審査を行い、その結果を平成22年7月16日(金)までに書面により通知する。
- (6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
ア 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について、平成22年7月30日(金)までに書面で問い合わせることができる。
書面は次の提出先に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
提出先 社会福祉法人 えぼっく 空知郡南幌町栄町4丁目3番15号
イ 理由の説明は、説明を求める要請があった日の翌日から起算して3日以内(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)に書面により回答する。
- (7) その他 ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ 提出された申請書等は、返却しない。
ウ 提出された申請書等は、無断で他に使用しない。

4. 仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)の閲覧に関する事項

- (1) 入札参加希望者には、別に「工事監理業務委託仕様書」および「建物平面図」を配布するので閲覧を不要とする。
- (2) 設計図書等に関する質問がある場合においては、次のとおり提出場所に備え付けの質疑応答書により提出すること。
ア 提出期限 平成22年7月14日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く) 毎日午前9時から午後5時まで
イ 提出場所 社会福祉法人 えぼっく 空知郡南幌町栄町4丁目3番15号
ウ 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) (2)の質問に対する回答は次のとおりファックスにて通知するものとする。
回答期日 平成22年7月15日(木)

5. 入札手続等に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年7月23日(金) 午前10時00分
- (2) 入札の場所 北広島市芸術文化ホール 2階 活動室2
北広島市中央6丁目2番1号
- (3) 入札の方法
ア 入札の回数は原則2回までとする。
イ 入札参加資格者の数が1者若しくは1企業体のときは、入札を執行しないものとする。
ウ 郵便、電報、FAX等による入札は認めない。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を

加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 最低制限価格の設定の有無
設定する。

(6) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

6. 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなった者による入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札

(3) 知事が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札

(4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

7. 入札保証金に関する事項

免除する。

8. 落札者の決定に関する事項

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者が決定しなかった場合は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者から順次見積書を徴収し随意契約する。

9. 契約書作成の要否等に関する事項

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 契約保証金 免除する。

10. 支払いの条件に関する事項

(1) 前金払 しない。

(2) 中間前金払 しない。

(3) 部分払 しない。

11. その他

(1) 入札参加資格者は道財務規則、北海道知事が定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令を遵守する。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合、北海道競争入札参加資格指名停止事務取扱要領に基づく

指名停止を行うことがある。

- (3) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
- (4) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格者がある者がいない場合は、入札を中止する。
なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用は入札参加資格者の負担とする。
- (5) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (6) その他入札に関し不明な点は、社会福祉法人 えぼっく事務局に照会すること。
(電話 011-378-5700)